三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年一月二十六日

農林水産大臣　齋藤　健

○経済産業省告示第四号

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律施行令（平成三十年政令第十四号）第三条の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定めるインターネット接続機器の種類及び台数を次のように定め、平成三十年二月一日から施行する。なお、平成二十一年二月二十七日経済産業省告示第三十三号は、廃止とする。

平成三十年一月二十六日

経済産業大臣　世耕　弘成

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律施行令（平成三十年政令第十四号）第三条の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定めるインターネット接続機器の種類及び台数は次のとおりとする。

インターネット接続機器の種類	台数
一　パーソナルコンピュータ	20000台
二　タブレット	10000台
三　テレビ受像機	10000台
四　ビデオディスクプレーヤ	10000台
五　家庭用ゲーム機	8000台
六　携帯電話端末（ＰＨＳ端末を含む。）	20000台

○国土交通省告示第百十一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年一月二十六日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県須坂市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

須坂市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び須坂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

路線名　第二東海自動車道横浜名古屋線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
海老名市門沢橋字跡堀六三二番五から同市門沢橋字新田一四八〇番二地先まで	前	最大 三一五	八七〇
		最小 四二	
	後	最大 三〇四	
		最小 一六	
厚木市戸田字小柳四七三番一四地先から同市下津古久字柳町三九一番一まで	前	最大 二三四	一、三一二
		最小 二四	
	後	最大 二二一	
		最小 二四	

○国土交通省告示第百十二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年一月二十六日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　近畿自動車道松原那智勝浦線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
和歌山県日高郡みなべ町東吉田字錆田三七六番六から同県日高郡みなべ町芝字矢谷八四九番六まで	前	最大 五〇	七〇五
		最小 一二	
	後	最大 五一	
		最小 二二	

○国土交通省告示第百十三号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年一月二十六日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　第二東海自動車道横浜名古屋線

供用開始の区間　海老名市門沢橋字跡堀一八三四番一から厚木市下津古久字柳町三九八番まで

供用開始の期日　平成三十年一月二十八日十五時

○国土交通省告示第百十四号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年一月二十六日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年一月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　第二東海自動車道横浜名古屋線

供用開始の区間　海老名市門沢橋字跡堀一八三四番一から厚木市下津古久字柳町三九八番まで

供用開始の期日　平成三十年一月二十八日十五時

一般国道一号線ほか一路線

供用開始の区間　一般国道一号線　静岡県静岡市清水区興津中町一四九番一地先から同県富士市今泉字新田一〇一番一地先まで

一般国道一号線　静岡県富士市今泉字新田一〇一